

但、五千石より内は知行當之通

二千五百石以上

一、二千五百石之當り

若年寄役

但、二千五百石より内は知行當之通

一、平人持之儀は、知行之高下により其時々僉議相極り候事。

以上

四月

於江戸、小堀左兵衛等御儉約方御用主付就被仰付候。別紙之通被仰出候由にて、大和守等より到來に付、則寫兩通相達候條、御當地之儀茂江戸表之趣に可被相心得候。尤組・支配役懸等之人々にも夫々可被申談事。

(延享三年)五月

本多安房守

御家中之人々一統困窮に付而、御救茂可被仰付御時節に候得共、御上にも御難澁に付而其儀無之候。依之上納銀等御用捨、先年之趣を以書上に被仰付、町方等より借用銀并買

懸銀之分も書上に被仰付、右上濟返濟之ため今年より除知も被仰付候。委細は別紙之通に候條、被得其意、組・支配之人々にも可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々にも、不相洩様可被申渡事。

(延享三年)寅六月廿七日

前田對馬守

覺

一、御扶持方代等返上銀之事。

一、會所銀知行當并増借、且又去年不時江戸表に罷越候節七百目當り貸渡候會所銀共之事。

一、五斗除御貸銀、并三石除續銀之事。

一、元文二巳年以後町方より借銀并買懸銀。

右上納銀等、今月晦日迄之分書上に被仰付、此上濟返濟之ため、今年は先知行高百石に草高十石宛之圖、除知被仰付候事。

但、來年より之除知高は追て可申渡候。

一、聖堂銀・祠堂銀・馬借銀は右除知之外を以、人々より唯今迄之通返濟之事。

一、向後町方等より銀子借用之節は、頭・支配人以奥書借用可仕候。若奥書無之證文を以貸渡候ば、返濟滞候ても及食着申間敷旨、町奉行等にて申渡候事。

一、享保十年書上候以後、上納并借銀・買懸銀等無之人々は、尤只今迄之通五石充之除知之事。

一、書上之致方は、享保十年之趣に可相心得事。

一、今般百石に付十石充之除知仕候者は、先年五石充之除知は被差除候事。

一、右之趣に付而、借銀之分は不殘當七月藏解有之様に、町奉行等にて申渡候事。

一、右之通上納等書上に相成候に付而、他國に罷越候人々、會所銀新借用指支不申儀に候間、此分は御貸銀は是以後貸渡不申事。

右之趣被得其意、上納并借銀等之員數、一組切に可被書出候。享保十年書上以後上納并借銀等無之人々は、尤其段可書出事。

(延享三年)丙寅六月

町方等より借銀并買懸銀、元文二巳年以後之分書上に相成候段、先達而相觸候得共、於町方指支候趣有之段町奉行及斷候に付、遂僉議候條、享保十年書上以後之分可被書出候。右之通組・支配之人々にも可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相觸候様被申渡、同役中可有傳達事。

六月晦日

前田對馬守

先頃以來御當地町人口入を以、他國よりの銀子借用之人々も有之候。今般借銀之分書上に相成、結構被仰付候所、間も無之右之銀子借請候段不心得之至に候條、是以後右類之銀子借受不申様、組・支配之人々にも可被申聞置候事。

(延享三年)十月

前田對馬守

### 二四 先代よりの家法を可相守

#### 儀被仰出

先代よりの家法、少茂相違無之様可相心得事勿論候。就中大應院殿被定置候儀は、別而輕品迄茂聊違不申様、家中之人々一統可被申聞事。